

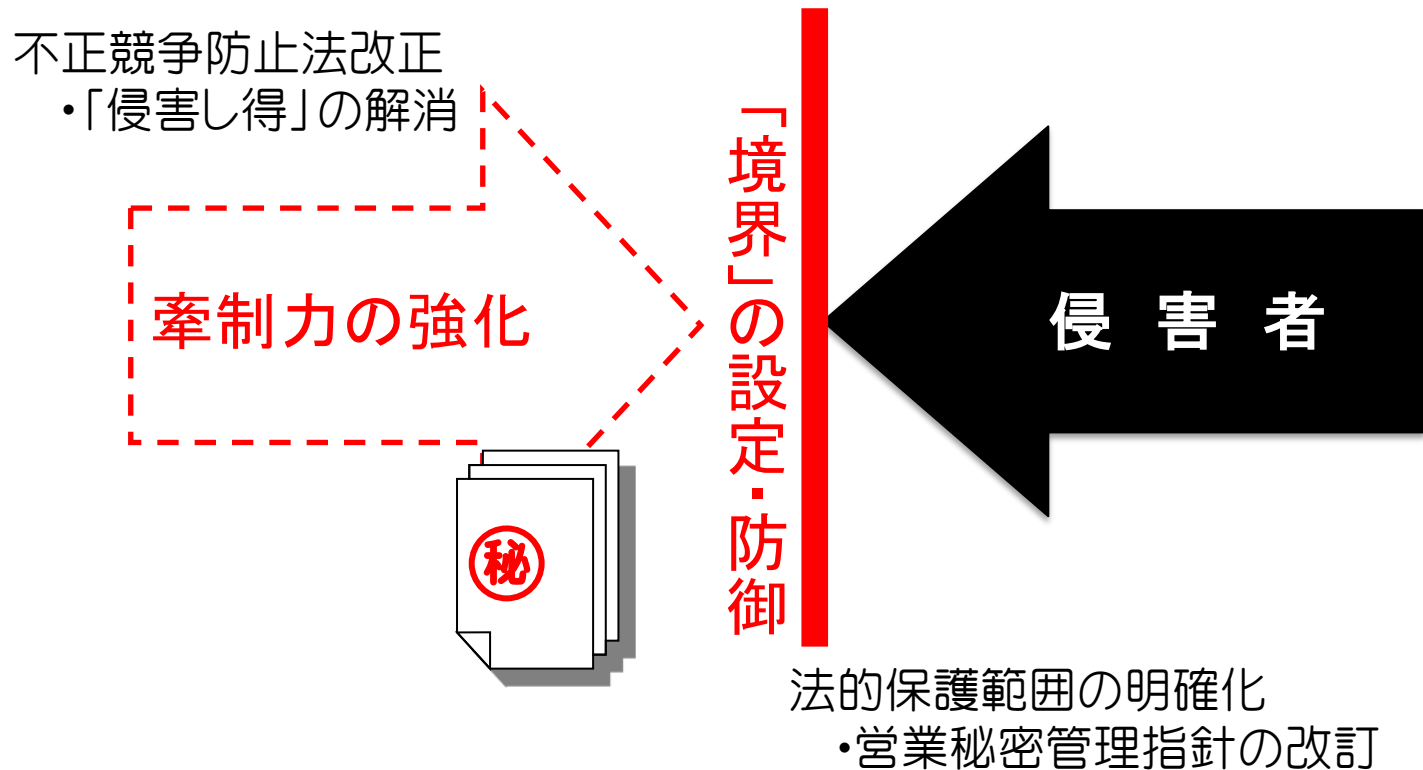
# 不正競争防止法の改正内容について

平成27年7月

経済産業省

# 1 営業秘密の漏えい対策の考え方と今後の課題

「境界の設定」(営業秘密管理指針の改訂)、「境界の侵害に対する牽制力の強化」(不正競争防止法改正)といった法的枠組みを整備。今後、企業内における実効的な対策と法執行が大きな課題。



実際の牽制力：法執行の状況により大きく変わるもの  
境界の防御力：各企業における対策に依存

# 2 改正の概要

営業秘密を「侵害し得」の現状に対し、刑事・民事の両面で抑止力を高め、諸外国と遜色がない保護水準とする。

【経過】閣議決定：平成27年3月13日、衆議院可決：同6月11日、参議院可決・成立：同7月3日

【施行】公布から6か月以内(附則第1条)。(除斥期間の延長に関する部分のみ公布即施行)

## 抑止力の向上

(営業秘密の価値上昇・侵害懸念の増大)

### 法定刑の引上げ

実行行為者及びその背後の主犯たる法人に対し、罰金の引き上げ、不当な収益の没収、非親告罪化等の措置を講じる。

### 賠償請求等の容易化(立証負担の軽減)

生産技術等の不当な使用について民事訴訟上の立証責任を転換。窃取者(被告)が「窃取した技術を使っていないこと」を立証。  
※注 民訴法上は原告が立証することが原則。

### 侵害品の譲渡・輸出入禁止

特許権侵害品と同様に、他人の営業秘密を侵害した製品の譲渡・輸出入を禁止(悪意・重過失の場合)。

### 除斥期間の延長

10年→20年

## 処罰範囲の整備

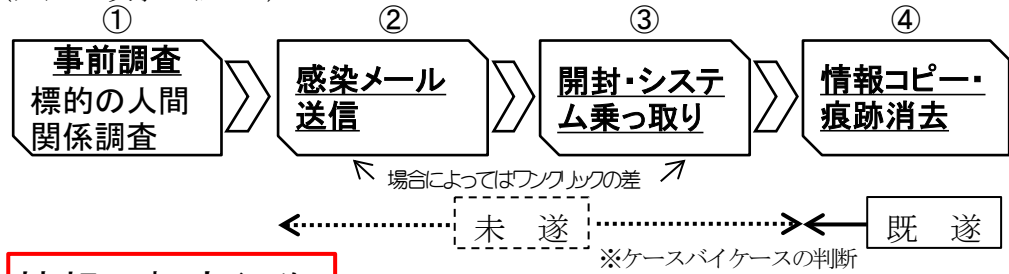
(IT環境の変化)

□ : 刑事  
□ : 民事

### 未遂行為

サイバー攻撃などIT技術の高度化に対応し、情報窃取や転売等の未遂を処罰(例:PC乗っ取りなど危険性の高い行為)。

(サイバー攻撃のイメージ)



### 情報の転売行為

営業秘密の転売利用を処罰対象に追加。

<2次取得者> <3次取得者> <4次取得者> <5次取得者> <6次取得者>  
ex.新日鐵 ex.ベネッセ

現行法:二次取得者まで → 改正法:三次取得者以降も

### インターネット上の情報の窃取行為 (クラウド)

インターネット上に保管された情報の窃取を処罰対象として明確化。  
※注 クラウドの多くは、物理的所在地(サーバー)が海外であり、国外での犯罪行為と評価される可能性が高い(現行法では不可罰)

# (参考) 営業秘密保護法制に関する各国比較

		日本 (不正競争防止法)	米国 (経済スパイ法)	韓国 (不競法、産業技術流出防止法)	ドイツ (不正競争防止法)
刑	処罰対象行為	取得・使用・開示 (二次取得者まで) → <b>制限撤廃</b>	取得・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)
	海外での行為の処罰	・日本企業の営業秘密の海外での使用・開示 → <b>海外での窃取行為(取得)の追加</b>	・米国企業の営業秘密の海外での取得・開示	・韓国企業の営業秘密の海外での取得・使用・開示	・ドイツ企業の営業秘密の海外での取得・使用・開示
	犯罪成立時期	既遂のみ → <b>未遂の追加</b>	共謀・未遂 共謀者のうちの1人以上が目的達成のための何らかの行為をなす必要	陰謀・予備・未遂	共謀・未遂
事	自然人	10年、1000万円以下 → <b>懲役: 変更なし 罰金: 2000万円以下 [海外重課: 3000万円] 不当収益没収</b>	10年、罰金の上限なし(※) ・外国政府・機関のための取得は、15年、500万ドル以下 ・犯罪収益没収 ※量刑ガイドライン上、25万ドル以下又は価値の2倍、のいずれか大きい額	5年、5000万ウォン(約500万円)以下 ・違反行為による利得額の10倍に相当する額が5000万ウォンを超える場合は、不当利益額の2~10倍以下。 ・国外使用目的の漏えい10年、1億ウォン(違反行為による利得額の10倍に相当する額が1億ウォンを超える場合は、不当利益額の2~10倍)以下	3年以下(罰金は上限なし) 以下の重大な事例は5年以下 ①職業上行う場合 ②開示の場合にはその秘密が外国で利用されるであろうことを知っていた場合 ③使用を自らが外国で行う場合
	法人	3億円以下 → <b>5億円以下 [海外重課: 10億円] 不当収益没収</b>	500万ドル(約5億円)以下 外国政府・機関が関与する場合は、1000万ドル又は価値の3倍以下	個人と同様	100万ユーロ(約1.3億円)以下
	犯罪収益の没収	制度なし → <b>創設(再掲)</b>	○ (個人・法人とも)	×	○ (個人・法人とも)
	告訴の必要性	必要(親告罪) → <b>不要(非親告罪)</b>	不要	不要	不要 [特別の公共の利益がある場合]
民	営業秘密侵害物品の輸入禁止	制度なし → <b>創設</b>	○	○	制度なし
事	立証責任/証拠収集	制度なし → <b>立証責任の転換</b>	ディスカバリ	-	査察命令

## 2 改正事項(1) 罰則の強化 (改正法第21条第1、3、5、10～12項、第22条第1項、第32条～第40条)

### 【法定刑の引上げ】(改正法第21条第1、3、5、10～12項、第22条第1項)

	現 行	改正案
・ <u>実行行為者</u>	10年以下 1000万円以下	(変更無し) → 2000万円以下 (海外重課※3000万円以下) 不当な「報酬」の没収
・ <u>主犯企業</u>	3億円以下	→ 5億円以下 (海外重課※10億円以下) 不当収益没収
・ <u>告訴の要否</u>	親告罪	→ 非親告罪

※注 海外重課:我が国企業が保有する営業秘密を海外で使用したり、海外で使用させるために行う窃取や開示をいう。(改正法第21条3項、第22条1項)

- (参考1) 没収金額算定の考え方
- ・犯人及びその背後にいる法人が営業秘密の窃取・使用・開示によって得た報酬・収益等が没収対象。
  - ・上限はなく、全額を没収可。

(例)

盗まれた営業秘密	没収の対象
設計図	設計図を使用して生産した部品そのもの(※)

※ 部品が売却されて残されていない場合、売却した額の全体を没収可

- (参考2) 民事訴訟との関係
- ・裁判所は、民事訴訟の状況などにかんがみ、必要と認める場合に限り、裁量的に没収(任意的没収)。
  - ※ 刑事訴訟で必ず没収をするわけではない。

### 【没収に関する手続等の特例】(第7章)

被告人から債権を譲り受けた第三者からの没収に関して、公平を確保するため、当該第三者の裁判参加などに関する手続等を規定。

### 【保全手続】(第8章)

没収判決前の犯人による資産処分を防止するため、検察官の申し立てにより、裁判所が当該資産処分を禁止できる旨を規定。

### 【国際共助手続】(第9章)

外国の営業秘密侵害事件に関し、外国からの要請に応じて没収裁判の執行協力ができる旨を規定。(我が国が外国に対して同様の要請を行う前提となるもの)

## 2 改正事項(2) 未遂処罰の創設 (改正法第21条第4項)

### <未遂処罰の範囲>

一次取得者の 接触態様		(1次取得者が)営業秘密に正当に接触 (従業員、委託先、退職者)			営業秘密に 不当に接触	
		複製・媒体横領	その他の不正使用			侵入、不正アクセス等
			従業員(在職中)	従業員(退職後)	業務委託先	
一次取得者	取得	刑事3号	← 未遂の対象外			刑事1号
	使用・開示	刑事4号	刑事5号 (ライバル企業での アルバイト)	刑事6号 (在職中請託)		刑事2号
二次以降	使用・開示 (取得時悪意)	刑事7号、8号				

### <未遂処罰の事例>

	取得未遂	使用未遂	開示未遂
事例	不正アクセス行為は確認されたが、証拠の隠滅等により営業秘密たる情報の持ち出しの事実を確認できなかった場合	営業秘密たる製品設計図のとおり製品を生産するべく、生産ラインを組み立てた上で実際に機械を作動させたが、製品が完成する前に機械が故障したため製品が完成しなかった場合	営業秘密を電話で売り込み、その後メールで営業秘密を不正に開示するべく、送信しようとしたが、メールソフトの不具合により転職先に到達しなかった場合

# 2 改正事項(3) 推定規定 (改正法第5条の2)

**【基本構造】** 原告: ①営業秘密である技術情報(製造ノウハウ等に限定)について **<反証可能性の確保>**  
 ②被告による不正取得行為等があったこと **<転職を阻害しないため限定>**  
 ③当該技術と関連する事業を実施していること **<濫訴防止>** } を立証 → 被告が当該技術の  
 不使用を立証

**【経過措置】** 改正法施行後に不正取得行為等が行われた場合に限り適用。

## 1. 被告の違法な取得行為

- A 不正取得行為 (法2条1項4号)**  
 例) 侵入、不正アクセスなど不正手段による窃取
- B Aの介在に悪意重過失の取得 (同5号)**  
 例) 会社の機密文書を金庫から窃取した従業員から、その事情を知って当該文書を受け取る行為
- C 不正開示行為の介在に悪意重過失の取得 (同8号)**  
 例) 転職した社員に対して、転職前企業の営業秘密の移転を指示

**【射程外のケース】**

- × 正当取得後に不正取得・開示の介在につき悪意重過失となる場合 (同6, 9号)  
 例) 社員を採用し、独自ノウハウを自社に移転後、当該ノウハウが不正アクセスにより取得したものであること(又は転職前の企業のノウハウを守秘義務に反して漏洩したものであること)が判明。
- × 業務上営業秘密を扱う者が不正使用・開示を行う場合 (同7号)  
 例) 元社員の退職後、自ら元勤務先の技術の不正使用

## 2. 被告による関連事業実施

**<不正取得された技術>**

**物の生産方法**  
 ○(例1) 塗料の微量成分添加による劣化防止機能向上  
 ○(例2) 自動車メーカーにおける燃料電池の設計図

**政令で定める技術**  
 ○今後審議会等で検討。  
 (検討事項の例) 血液と血漿を効率的かつ低コストで分離させ、それによって初めて血液分析が容易化される分析技術

**【射程外の営業秘密】**

- × 特定の製品と関連性のない技術 (全製品の製造工場の室温測定方法)
- × 製品の差別化要因とならないありふれた技術
- × 営業上の情報 (顧客名簿、接客・販売マニュアル、社外秘議事録)

**<被告の利用が疑われる行為>**

**生産行為**  
 当該技術が機能、コスト等で差別化要因に影響する製品の生産  
 ○(例1) 被告が塗料を生産  
 ○(例2) 被告農機メーカーがトラクター製造

**当該技術を使用したことが明らかかな行為 (政令指定)**  
 ○左記例の情報を取得後に被告が開始した血液分析サービスの展開

**【射程外の行為】**

- × 不正取得された営業秘密を通常使用しない製品 (電磁鋼板の磁性に関する技術を窃取された場合の薬品製造)
- × 不正取得された営業秘密を通常使用しない事業 (血液分析技術が窃取された場合の水質検査サービスの展開)

### 立証責任転換

**立証 被告が**

- ・当該技術は公知であること
- ・当該技術とは違う自社開発技術を使用しても同等の効果を達成できること

} いずれかを立証

例) 製品におけるレアメタル使用量を半減可能な添加剤に関する原告営業秘密を窃取した場合  
 →原告とは異なる添加剤によってレアメタル使用が半減可能であり、当該添加剤を被告独自で利用していることを立証。

## 2 改正事項(4) 侵害品の譲渡・輸出入等の禁止 (民事:改正法第2条第1項第10号、刑事:第21条第1項第9号)

### 【制度趣旨】

- 営業秘密侵害行為に対する抑止力を強化するため、不正に他者の営業秘密を使用して製造された物品の譲渡、輸出入等を禁止。
- 輸出入の税関での差止手続は今後、具体的制度設計を関係省庁と検討。その際、簡易・迅速な差止めが必要性ととともに、国内製造業者等にとっての物流の不測の障害を最少化することに留意。

### 【対象者】

- 他社の営業秘密を不正に使用して製造された製品であることを知っている(悪意)者、又は当該事実を知らないことに重大な過失がある者であって、譲渡等を行うおうとする者

#### < 重大な過失があると思われる事例 >

自社商品について、営業秘密の権利者と主張する者から、「営業秘密侵害品である」との警告状を受領したような場合において、その警告状に営業秘密の内容や侵害の状況などの具体的な内容が記載されているにも関わらず、何ら調査等を行わないままに商品を販売する行為。

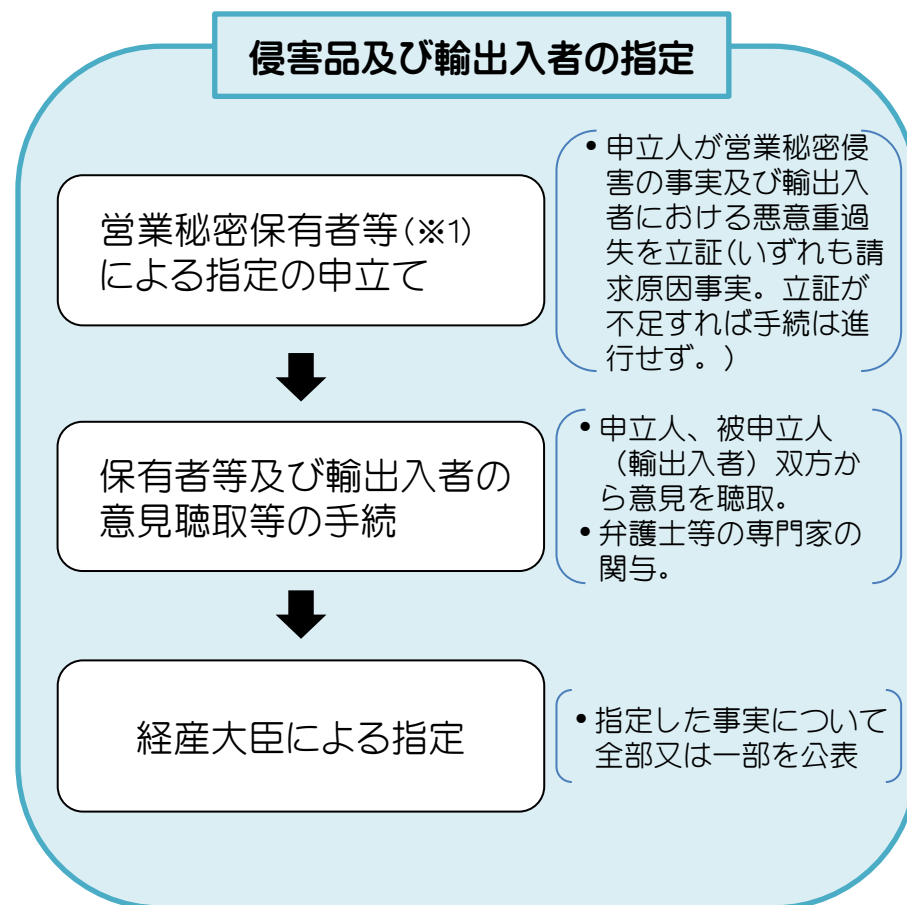
⇒ 差止め、損害賠償が可能

### 【対象となる営業秘密】

- 技術上の営業秘密  
(例) 自動車の組立技術、化学物質の生成技術

### 【侵害品の水際差止制度のイメージ】

(今後の議論により(大きく)変わりうるもの)



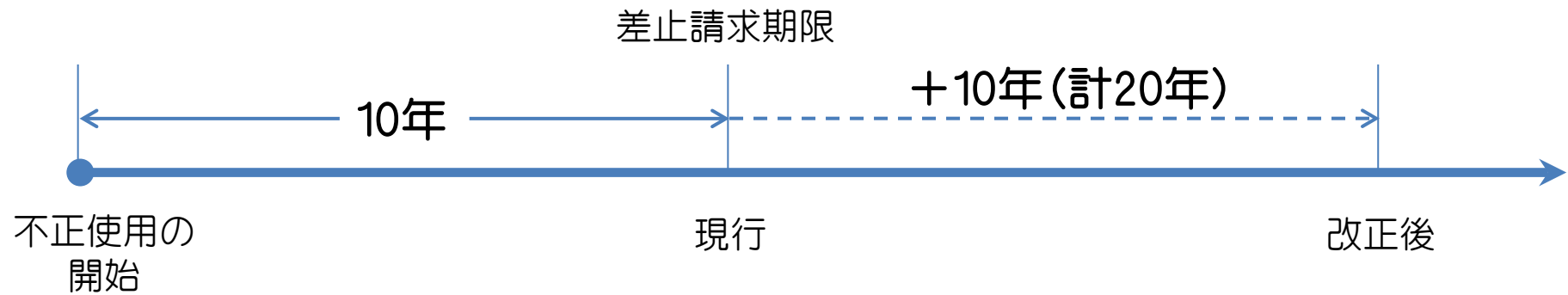
※1 営業秘密の保有者以外にも、当該秘密に関して営業上の利益を有する者(秘密を用いて製造した製品の販売代理店など)が指定の申立てを行うことを可能とするか検討の必要。

※2 個別の輸出入に対する税関での措置に関する具体的な制度設計は検討中。



## 2 改正事項(5) 除斥期間 (改正法第15条、附則第2条)

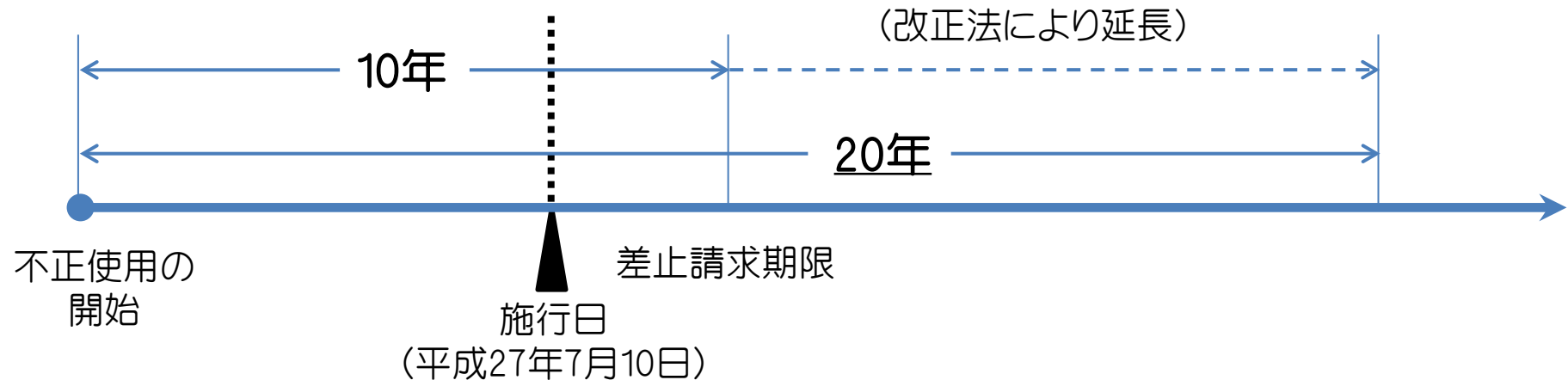
### 【改正の内容】(改正法第15条)



※注 消滅時効(侵害の事実および侵害者を知った後に差止めができる期間)は変更なし(3年)。  
(参考)民法の不法行為=除斥期間:20年、消滅時効:3年

### 【経過措置】(附則第2条)

新法施行日時点において現行法下での除斥期間(10年)が経過していない場合は、改正後の規定(20年)を適用。



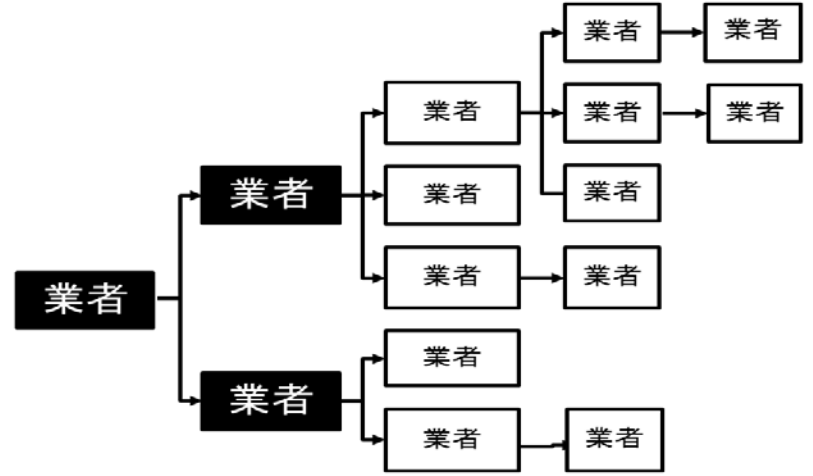
## 2 改正事項(6) 転得、国外犯 (改正法第21条第1項第8号、第6項)

### 【三次取得者以降の転得・利用行為】 (改正法第21条第1項第8号)

○営業秘密を転得し、使用又は開示を行う行為(三次取得者以降)を処罰対象とする(故意が前提)。なお、適用については、盗品譲受罪(刑法第256条)が参考になるものと考えられる。

※注 2次取得者は現行法でも処罰対象。また、現行法上民事での差止めは3次取得者以降に対しても可能。

<1次取得者><2次取得者><3次取得者><4次取得者><5次取得者>



(参考)盗品譲受罪に関する判例

- ・認識の必要性  
有償譲受け罪の成立には、有償で譲り受けた者に、その物が財産罪によって領得されたものであることの認識があれば足り、それがいかなる犯行によって得られたかという具体的事実まで知る必要はない。(最判昭30・9・16)
- ・善意者が介在した場合  
盗品等に関する罪は、被害者が民法の規定により、その物の回復請求権を失わない以上、その物につき成立し得るから、善意・無過失の第三者が介在しても、民法第193条により被害者が、その物の回復し得る期間は盗品等に関する罪が成立し得る。(最決昭34・2・9)

### 【国外における営業秘密取得行為】 (改正法第21条第6項、第3項第3号)

○我が国企業が保有する営業秘密について、国外での使用、開示行為に加え、取得行為を処罰対象とする。

#### (国外犯処罰範囲(考え方))

	現行法	改正法
対象となる営業秘密	日本国内において管理されていた営業秘密	日本国内において事業を行う保有者の営業秘密
取得	×	○
使用	○	○
開示	○	○

#### (国外犯処罰範囲(サーバーとの関係))

	サーバー所在地	窃取行為地 (不正アクセス実行地)	
		国内	国外
国内事業者 (国内で事業を行う 営業秘密保有者)	国内	○	○? → ○
	国外	○? → ○	× → ○

※刑法上の一般原則: 構成要件の一部をなす行為が国内で行われ、又は構成要件の一部をなす結果が国内で発生した場合は、国内犯とする。(大判明44.6.16)

# 2 法的枠組みの整備 営業秘密管理指針の全部改訂

【産業界】

多くの企業にとって、営業秘密管理は未知の分野

企業における営業秘密管理強化を支援

産構審小委員会での議論  
(産業界、裁判所、連合、法曹等の20名の有識者)  
パブリックコメントには経団連等21者が意見提出

## 営業秘密管理指針 (平成15年→H27年全面改訂)

約100の裁判例  
(秘密管理性等)

分類・整理

裁判/捜査の参考に?

【考え方】

「秘密管理性」を満たす要件

「境界の設定」  
秘密と分かったはず  
(客観的認識可能性)

予防策の徹底  
(アクセス制限)

(アクセス制限は「認識可能性」のための一つの手段)  
秘密管理性要件の趣旨は、秘密情報性を社員に明示、不測の嫌疑を回避

【具体的対策】

人的管理  
「秘」表示、研修、組織管理体制、ISOの取得、朝礼等の従業員教育、工場見学制限、守秘契約等

組織的管理  
管理方針の作成、従業員や取引先との秘密保持契約の締結、内部監査の実施等

物理的管理  
施錠保管、入室制限、パスワード設定、社内規程による対象情報の明確化等

※全97項目

利用

各社の管理策

- 最低限必要な対策が不明  
大企業でも指針記載事項の半分も実現不能。
- (地裁、高裁)裁判例に混乱。  
「鉄壁」の管理を要求する例も。  
(例:ファイルに「社外秘」と記載するだけでは不十分。営業時間中に当該ファイルを保管する書棚の常時施錠が必要)

### 指針改訂後の実務イメージ

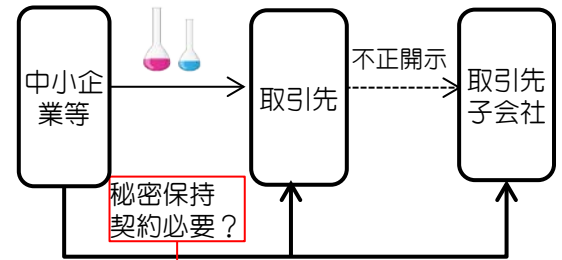
#### 企業内の営業秘密管理

企業の業態、規模等に応じた合理的手段(アクセス制限等)で達成。従業員にとっての予測可能性確保が重要。

(合理的手段の例)

- 紙媒体 : 合理的区分と「秘」表示
- 電子媒体 : 記録媒体へのマル秘表示の貼付
- 化体物(金型、デザイン) : 営業秘密たる物をリスト化。
- 媒体外の情報 : 転職可能性を阻害しないよう、原則、可視化。  
・営業秘密カテゴリーのリスト化も有効。

#### 取引先による不正使用防止



意思の明示で足りる  
(例)FAX送付

**非親告罪化**

**問題意識**

- 捜査・刑事裁判を通じて営業秘密が漏えいするのではないか。
- 被害企業の意向に沿わない捜査が可能になり、警察等による強権的な捜査が行われるのではないか。

**今後**

- 非親告罪化 (理由)
  - ・刑事訴訟手続の特例規定(23年改正)施行により裁判過程における営業秘密漏えいリスクは低下。
  - ・告訴権者と営業秘密漏えい被害者が必ずしも重なり合わない。
  - ・中小企業が取引先に提供した製造ノウハウが不当に当該取引先に使用される事例
- ※注 営業秘密侵害事件の円滑な立件には、秘密管理性など情報の管理実態についての被害企業の協力が不可欠。

**自社営業秘密の取引先による不正使用**

**問題意識**

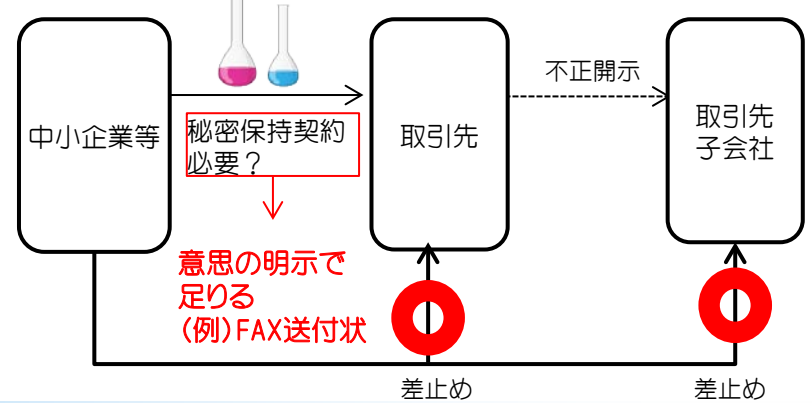
- 中小企業等が取引先に提供した製造ノウハウを不当に使用されたとしても泣き寝入りせざるを得ないのではないか。

**今後**

- 「営業秘密管理指針」改訂により、中小企業等が取引先に営業秘密であることを明示して提供した情報の不正使用は営業秘密侵害となりうることをより明確化(刑事、民事)。
- 非親告罪化ともあいまって、不正な使用には抑止力が高まることを期待。

知的財産権法における取扱い	
特許法	非親告罪(平成10年改正)
意匠法	非親告罪(平成10年改正)
实用新型法	非親告罪(平成10年改正)
商標法	非親告罪(制定時)
著作権法	親告罪

**取引先による不正使用防止**



#### 転職の阻害可能性

##### 問題意識

- 民事・刑事両面で営業秘密保護が強化されることにより、転職の自由が阻害されることになるのではないか。

##### 今 後

- 営業秘密の範囲  
(参考)営業秘密管理指針改訂
  - 企業固有の情報(非公知性)であって、一般的な情報と合理的に区分されて秘密管理されたもの(秘密管理性)のみが営業秘密として保護されることを明確化。(一般論としては、技能や記憶そのものは営業秘密とはなりがたい。)
- 民事:推定規定の導入
  - 従来より、転職元企業の営業秘密を転職後使用することは、営業秘密侵害となる可能性。
  - 本改正による推定規定の発動要件である「不正取得」は、窃取行為による取得といった一定の類型に限定。(転職先企業は、転職者による転職前企業の営業秘密不正取得・開示の事実について知らなかったことについて重大な過失がない場合は、推定の対象とならない)
- 刑事:罰金額引上げ(海外重課)
  - 退職従業員に関する処罰対象行為について、変更なし。(在職中に請託を受けた場合が刑事罰の対象)

#### 未遂処罰による社員の萎縮可能性

##### 問題意識

- 営業秘密侵害罪の未遂処罰によって、社員が萎縮するのではないか。未遂行為の具体的な処罰範囲は。

##### 今 後

- 未遂行為について、「保護利益の侵害に至る現実的な危険性のある行為」を処罰。  
(例)サイバー攻撃(標的型メール)の場合  
事前に職務関係者を装って通常のメールのやりとりを行ったうえでウイルスメールを送るなど、受信者が当該ウイルスメールを開封してシステムが乗っ取られる危険性が高いと評価できる場合  
→ウイルスメール送信時に未遂罪が成立し得る。
- なお、社員が業務として取り扱う設計図その他の営業秘密について、当該社員が当該営業秘密の保管されたUSB等を横領したり、設計図等を複製する行為は、現行法上、侵害罪となりうるが、その未遂行為は処罰しないこととしている。

#### 海外子会社からの漏えい

##### 問題意識

- 日本企業が営業秘密を海外子会社等にライセンスした場合において、当該海外子会社等から営業秘密が窃取された場合は不競法は適用されるか。

##### 今 後

- 日本企業の営業秘密が海外子会社にライセンスされている場合であっても、当該海外子会社は我が国不正競争防止法上の保護を受けることが原則であると考えられる。
- ただし、当該海外子会社において営業秘密として管理されていることが基本的な前提。  
なお、秘密管理の程度は、社員等を基準とする。  
(営業秘密管理指針)

#### 推定規定の副作用の可能性

##### 問題意識

- 推定規定の導入によって、中小企業等が「いいかげり」的な訴訟を提起されて、過大な負担を強いられることはないか。

##### 今 後

- 対象とする営業秘密の範囲  
反証可能性を確保する観点から、技術上の営業秘密のうち、①物の生産方法、②政令で定める営業秘密に限定。  
(政令内容については今後検討)
- 推定規定の及ぶ被告事業の範囲  
不正取得された営業秘密と関連性のある事業のみ。  
(一つの営業秘密が被告に不正取得されたことを理由として、被告が営む(無関係の)全事業を推定規定の対象とすることはできない。)

## 4 近年の主な法律改正

○不正競争防止法は、工業所有権の保護に関するパリ条約批准にあたり、条約上の義務を満たすべく、昭和9年に制定。以降、その時々ニーズ等に応じ、これまでに20回以上改正。

平成 2(1990)年	GATT・ウルグアイラウンド交渉を先取りし、「 <b>営業秘密</b> 」の保護を図るため部分改正(1991.6.15施行)
平成 5(1993)年	<b>全面改正</b> (①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充(著名表示冒用行為・商品形態模倣行為)、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設 等)(1994.5.1施行)
平成11(1999)年	デジタルコンテンツ保護の観点から、「 <b>技術的制限手段</b> 」に係る不正行為を規制するため部分改正(1999.10.1施行)
平成15(2003)年	「知的財産戦略大綱」(2002年7月)における指摘事項の実施のため部分改正(① <b>営業秘密の刑事的保護</b> の導入、②民事的救済措置の強化、③ネットワーク化への対応)(2004.1.1施行)
平成17(2005)年	営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、 <b>罰則の強化</b> 、条番号の整序のため部分改正(2005.11.1施行) →周知表示の混同惹起行為となる商品等の税関での輸入差止制度の導入(関税定率法の一部改正)
平成18(2006)年	営業秘密、秘密保持命令違反罪に係る <b>刑事罰の強化</b> 、商品形態模倣行為の刑事罰の強化(2007.1.1施行) →不競法違反物品の税関での輸出差止制度の導入(関税法の一部改正)(2007.1.1施行)
平成21(2009)年	営業秘密侵害罪に係る刑事罰の強化のため部分改正(①営業秘密を不当に保有し続ける行為( <b>領得行為</b> )についても <b>処罰対象に追加</b> 、② <b>目的要件の拡大(不正の競争の目的→凶利・加害の目的に変更)</b> など)(2010.7.1施行)
平成23(2011)年	①営業秘密の内容を保護するための <b>刑事訴訟手続の整備</b> (秘匿決定、呼称等の決定、公判期日外での証人尋問等)、② <b>技術的制限手段に係る規律の強化(規制対象装置の範囲の拡大、刑事罰の導入)</b> のため部分改正(2011.12.1施行)